

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	志知口 ( 志知口 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては水稲と露地野菜の複合経営が中心であるが、酪農家もいることから耕畜連携も行われている。ほ場整備が完了している農地が多く他地域から法人も参画しているため、耕作放棄田も少ないが今後は農家の高齢化による耕作放棄田の増加が懸念されている。  
中山間地域であることから農地の維持管理に加えて獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られることが多く、地域資源の維持管理における労働時間の削減するため、獣害防止柵の設置やラジコン草刈機の導入など省力化を進めていく必要があると考えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稲とたまねぎの作付けが中心となっている。酪農家も地域内にいるため、水稲作についてはWCS用稲を作付けして飼料作物と堆肥との交換による耕畜連携を進めている。  
担い手の高齢化は進んでいるものの、地域内には農地の受け皿として法人の経営体も複数存在しており、将来的に耕作ができなくなった農地については地域の規模拡大を検討している個人経営体も含めて貸し付けを行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
毎年、変わっていく地域内の状況に合わせて、地域計画を見直していく中で、地域内における規模拡大意向の農家のリストを示し、極力、地域内の担い手に農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地域の区域内農地において基盤整備はほぼ完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については、地域で守っていくことを基本とするため、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②化学合成農薬散布を抑制した害虫対策として黄色灯整備等の実施を検討、推進していく。
- ⑦地域の農道や畦の草刈り、水路掃除などについては、地域で取り組んでいく。